

冬季研究協議会記録

予告した通り本連盟主催・横浜市教育委員会後援の冬季研究協議会は、昨年十二月二十七日午前九時半より、横浜市大綱中学校において開催された。参加者は全国各地より百余名に上り、本連盟常任委員池田、清原、長谷川、鈴木、杉山、後藤、横浜市松本主事が出席した。中心議題は、先般文部省が公にした中央産業教育審議会第二次建議で、第一次建議をも合せて、午前中つぎの通り長谷川、鈴木両氏から説明があった。

第一次建議の説明

文部事務官 長谷川 淳

中学校職業・家庭科について、文部省では学習指導要領の作成、つづいては中央産業教育審議会の第一次建議、第二次建議の線にそって、産業教育と関連した指導方針の討議に、実に永い時間をかけてきた。

昭和二十四年に新しいカリキュラムができ、二十六年十二月に指導要領、更に二カ年を経て第一次の建議、それから一カ年半で今度の第二次建議

というふうな、永い時間がかかっているが、その経過をふりかえり私が主として関係した第一次建議が出されるまでについて簡単な説明を試みたい。

現行の指導要領については、いろいろの批判がなされているが、その底に流れている考え方としては、つぎのようなものが混然としているように思ふのである。

- (1) 昔の高等小学校で行われていた実業科教育の考え方
- (2) 何かしら身体を動かして働くような教材がほしいという考え方（労作教育というようなもの）
- (3) どんな職業に向うにしても必要な選職能力をさせたいという考え方、つまり職業指導に通ずるもの

この三つの考え方が基本となつて、学習指導要領が作られている。それは、この教科の性格を打ち出している所に、よくあらわれている。すなわち

- 1、実生活に役立つしごとを中心とする。
- 2、技術の習得を啓蒙的経験として得させるものとした。
- 3、地域性を強調した。

こうしたものは、すでに「歴史的使命」は終わったのだと、連盟の機関誌でもしばしばいわれているが、果してそれほどの「歴史的使命」を持っていたかどうかを私は疑いたい。またよく「これはアメリカから強制された」ものだというのも、私は当事者として、そうではないことを知っている。

この学習指導要領は、従来日本にあつて、しかも民主教育の立場からは批判されるべき考え方を、そのままうけついでにすぎないものである。歴史の上から見て、一つの「歴史的使命」を持つほど

に評価されるものではなく、アメリカが持ちこんだものなら、こんなものになるとはいえない。もっともちがった要素(例えばインダストリアル・アーツ)が入ってきたと思う。これは全く、中心になった人が呼称するように「日本独特のもの」である。よくない意味での：

従って文部省事務官の説明もまちまちで統一がなく、実際家はどうかすればよいのか、全く混乱してしまったのである。そこで産業教育振興法ができて、中学校の職・家科の設備もその対象となってきたので、学習指導要領の目標にも検討が加えられて、第一次建議となったのである。だからここで述べられていることは、あたり前のことをいってあるにすぎない。その要点をあげて見ると、

- (1) 職・家科を義務教育における普通教科であることの再確認、
(建議一の2項)

(2) 国民経済の一般的理解を生産技術の習得を通じて得させるということ。そしてその知識や技術を現在の産業の状態に適應させるというのではなく、将来のための改善向上をめざす教科である。そして個々の技術を習得させるだけではなく、それを通じて原理や法則性を理解させる(建議一の1項)

この二つが、この教科の性格及び目標として打ち出され、ついでつぎのようなことが明確にされた。

○職業指導はこの教科の外におく(職業指導主事という専門職を設ける措置を前提としている)。

○内容については、生活万般にわたってあれこれと選ぶのではなく、思い切ってしぼっていく(いわゆる多方面の経験でなく、基本的分野を定めて、その中から教育内容を厳選する)。

2、従来の仕事中心の考え方から技術の系列に従って再組織されたこと。

3、従来は選択の基準に弾力性がありすぎたが、今度は最低基準を定めて、共通領域を設定したこと。

そこで資料にもとずいて教育内容の選定の観点を説明していけば、

(1) 義務教育における普通教科であるという、第一次建議の線にそって進める。

(2) 従って地域社会や性別の観点よりも、日本の課題に審着しようとするため、産業教育の一環としての考え方で貫く。

(3) つぎに、社会の要求と生徒の心身の発達との調和をはかり、

(4) 小学・中学・高校・大学を通じて考え、中学校の段階における技術の教育として、適切なものを考え、専門教育としては考えない。

(5) 他教科——特に理科・社会・図工との関連を考慮する。

以上のような視点に立って、教育内容が選定されたのが、「職業と教育」十五ページの各群にわたる必修(共通・傾斜)の表であった。これについて少しくその審議経過を説明していきたい。

第一群(農水産関係)

この群では、従来の指導要領とあまり変化がない。ここでは、やはり仕事による分類であって連盟が本年八月号で示したように(中村案)技術の面からの分類とは対照的である。この点は今後問題として残されている。従って先に述べた技術によって選定したとは限らないので、(注)の「主として技術や実践の差異」という言葉を用了たのである。だから仕事による分類も相当混入していることを

○技術的学習のためには、組織的系統的な学習でなくてはならない。
○現行指導要領には「仕事を中心とする」とあるが、単に仕事をやるか、勤労一般、仕事一般という意味であってはならない。

○同じく「地域性」を強調しているが、これもあくまで「国の一般課題」に照して行うことを原則として貫いたものであり、これは義務教育としての普通教科という規定から当然のことである。

○職業・家庭共に男女共通に学習させることを建前とし、共通領域を設定しその発展として男女差を考慮することになっている。

以上のような点が骨子となって、第一次建議が出され、専門委員によって具体的な教育内容の討議がつけられた結果が、第二次建議となったのである。最初文部省がこの建議をあまり公表しなかったのは、多分に面子の問題があったと思う。

私は第一次建議は、現行学習指導の歴史的使命から発展したというよりは、職業・家庭科を前向に一歩前進させたものと思われている。第二次建議が果して、更にそれを前進させたか。むしろ逆もどりにして現行指導要領に近よったのではないかをおそれている。

第一次建議の説明

文部事務官 鈴木寿雄

資料としては、「職業と教育」第二巻第十二号一四ページ以下及びプリントの教育内容の例を参照して頂きたい。

最初に第二次建議の特色をあげれば

1、従来の生活中心から産業中心としたこと。

認めているわけである。

つぎに水産加工が共通となっていることに多くの質問をうけるが実は最初水産の重要性が主張されて一つの群に水産がまとめられたが、さて実践の点から項目をはずしていくと、殆んど残らない。傾斜でも困難だが、共通では全然なくなってしまう。それでは困るといふので、これだけが取上げられたのである。これも実践としては、今後の問題となるであろう。

第二群(工業関係)

現行学習指導要領の第二群に相当するものであるが、その欠点としてあげられてきたことは

(1) 技術的系列が全く考えられていなかった。

(2) 従来の図工の教育内容と重複していた。

(3) 他との関連が明確でなく、例えば手技工作の染色・編物などやれば、他の第二群は女子にやらなくてもよいといった考え方があった。

それらの欠点をなくして技術的系列によって、スジを通した。これには私も参加したので、聊か手前みそになるかも知れないが、それほど混乱は来さないと信じている。そこで、各項目について若干の説明をさしてもらえば「製図」の項の「基礎製図」というのは、一般化している図法を指し「応用製図」とは、建築や機械の製図をいう。

つぎに「機械」の項目で、工作・操作・修理にまとめた。だから従来の木工・金工などは、工作の中に入ることになる。操作には、操作することそれ自体に意義のあるものを入れ、ミシンの操作というようなものは、これに該当しない。